

# 一般財団法人 西宮市都市整備公社

## ○自動車駐車場の設置並びに管理に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は一般財団法人西宮市都市整備公社（以下「公社」という。）が設置する自動車駐車場の管理運営について必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共駐車場 公社が運営する駐車場のうち時間単位で賃貸するものをいう。
- (2) 月極駐車場 公社が運営する駐車場のうち1ヶ月単位で賃貸するものをいう。
- (3) 賃貸駐車場 公社が他の団体等に賃貸し、運営させる駐車場をいう。

(設置等)

**第3条** 理事長は、公共駐車場、月極駐車場及び賃貸駐車場を設置し、使用しようとするときは、使用開始日、名称、種類、所在地、規模、使用時間、その他必要な事項を定め、その旨を公表するものとする。

(料金の額)

**第4条** 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）は次の範囲において理事長が定める。30分300円、1時間600円、1回500円、夜間割引料金1,700円及び月額23,000円

**第5条** 削除

(料金の免除)

**第6条** 次の各号の一に該当する自動車を駐車させた場合においては料金を免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 当該駐車場の付近において国または地方公共団体の職員が防疫活動、その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車
- (3) 前各号のほか理事長が必要と認める自動車

(料金の還付)

**第7条** 理事長が別に定める場合を除き、既納の料金は還付しない。ただし、月極駐車場並びに賃貸駐車場については、別に理事長が定める。

(割増金)

**第8条** 理事長は詐偽その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者から徴収を免れた料金の額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(駐車の拒否)

**第9条** 理事長は次の各号の一に該当する場合には駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上自動車を駐車させることができないとき。
- (2) 発火性または引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の構造または設備を、き損するおそれのあるとき。
- (4) 前各号のほか駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

**第10条** 駐車場では次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げまたは他人に危険を感じさせる行為をすること。
- (2) 駐車場の構造または設備を汚染し、または、き損すること。
- (3) 駐車区画以外に自動車を乗り入れ、または駐車すること。
- (4) 駐車場内において営業、宣伝、運動および集会その他駐車場の利用を阻害する行為をすること。
- (5) 駐車場内においてみだりに警音器を鳴らし、エンジンの騒音をたてまたは拡声器を使用するなど喧騒にわたる行為をすること。
- (6) 駐車場内においてボロ、くず、ちりなどの塵芥をすて、不用品を廃棄すること。
- (7) 前各号のほか、駐車場の管理に支障をきたすおそれのある行為、及び近隣の住民に迷惑をおよぼす行為をすること。

(休止等)

**第11条** 理事長は駐車場の補修、その他の理由により必要があると認めるときは駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。

- 2 理事長は前項の規定により駐車場の供用を休止しようとするとき、または休止している駐車場の全部または一部の供用を開始しようとするときは、その内容を公表する。

(廃止)

**第 12 条** 理事長は公益上、その他特に必要があると認めるときは駐車場を廃止することができる。

2 理事長は前項の場合その旨を公表するものとする。

(損害賠償の免責)

**第 13 条** 駐車場内における自動車損害（自動車、自動車の付属品、車内留置品、および燃料等の盗難、滅失または損傷）については直接公社が行為者として与えた損害でない限り公社は一切賠償の責を負わない。

(損害賠償の請求)

**第 14 条** 何人も駐車場の構造または設備その他の物件を、故意または過失により、き損し、または滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第 15 条** この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に理事長が定める。

#### 付 則

この規程は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

この規程の施行により規程第 6 号（昭和 53 年 5 月 1 日）は廃止する。

#### 付 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

#### 付 則

この規程は、昭和 63 年 12 月 12 日から施行する。

#### 付 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 付 則

この規程は、平成 2 年 12 月 26 日から施行する。

#### 付 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 5 年 11 月 1 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 6 年 8 月 10 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 6 年 12 月 29 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 7 年 2 月 7 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 7 年 10 月 13 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 8 年 7 月 19 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 9 年 12 月 1 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 13 年 4 月 20 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

**付 則**

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。